登録番号０２０

郭巨山町会所	
保存建築物登録年	令和３年
価値付け	個別指定京町家
概要・活用方法等	明治期～昭和初期建築の祇園祭の町会所について、祇園祭を運営するための空間を確保するための増築を行い、引き続き町会所として活用する。
工事種別	増築

外観（撮影：笹の倉舎／笹倉洋平）

１．事例の概要

建物概要		活用前	活用後
	主要用途	町会所※	町会所※
	構造／階数	木造／地上２階建て	木造一部鉄骨造／地上３階建て
	建築面積／延べ面積	（保存建築物合計） ４３．５７㎡／７４．８４㎡	（保存建築物合計） ５８．０６㎡／１１９．０２㎡
建築年		会所家：１９１１年（明治４４年）頃 蔵：１９３０年（昭和５年）	
用途地域／防火地域		商業地域／防火地域、準防火地域	
意匠設計者		株式会社魚谷繁礼建築研究所　魚谷　繁礼　氏	
構造設計者		一級建築士事務所　柳室純構造設計　柳室　純　氏	

※　祇園祭の郭巨山保存会が所有する建物であり、祇園祭の祭事、祭事運営用具の倉庫及び集会所として使われる施設

２．歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第２０条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事
法第３５条 （令第１２６条の６、７）	３階に非常用進入口を設ける必要がある。	３階はロフト収納（非居室）とし、保存会関係者のみの使用に限定
法第４４条	既存部分が道路に突出しているため、突出部分を切断する必要がある。	既存不適格の継続（現状維持、新たな不適合部分を生じさせない）
法第５３条	建蔽率が現行規定に適合しない。	屋根の不燃化、外壁及び軒裏の防火構造化、電気配線の改修、漏電・感震ブレーカーの設置、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置、避難縄ロープの設置、２方向避難の確保、「祇園祭山鉾消防計画」の作成及び保存会内での情報共有の徹底
法第６１条	耐火建築物とする必要がある。 （防火地域内にあって、３階建て、延べ面積１００㎡を超えている。）	

１階内観
（撮影：笹の倉舎／笹倉洋平）

２階内観（格天井・欄間保存）
（撮影：笹の倉舎／笹倉洋平）

２階内観（蔵保存）
（撮影：笹の倉舎／笹倉洋平）